

定 款

インフロニア・ホールディングス株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、インフロニア・ホールディングス株式会社と称し、英文では INFRONEER Holdings Inc.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 土木建築工事その他建設工事全般の請負、企画、測量、設計、施工、監理及びコンサルティング並びに土木建築工事の諸材料の製作及び販売
- (2) 建設機械、運搬機械、産業機械、農林・水産業機械その他各種機械器具、各種鋼材製品並びにそれらの部品の設計、製造、販売、賃貸、修理、輸出入、設置工事の請負
- (3) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
- (4) 住宅の設計、監理、施工及び販売
- (5) 地域開発、都市開発、海洋開発、資源開発、エネルギー開発、宇宙開発、環境整備、排出権取引に関する事業並びにこれらに関する請負、企画、設計、監理、施工、マネジメント及びコンサルティング
- (6) 道路、鉄道、港湾、空港、河川施設、上下水道、庁舎、廃棄物処理施設、駐車場その他の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、施工、監理、保有、譲渡、維持管理及び運営
- (7) ホテル、旅館等の宿泊施設、ゴルフ場、テニスコート、競技場等のスポーツ施設、遊戯場、遊園地、動植物園等の娯楽施設、医療施設、教育施設、レストランの保有、経営、コンサルティング及びこれら施設の賃貸、並びにゴルフ会員権及びスポーツクラブの会員権の売買
- (8) コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの開発及び販売
- (9) 金銭貸付に関する業務
- (10) 工業所有権、ノウハウ、著作権等無体財産権のソフトウェアの企画開発、取得、賃貸及び販売
- (11) 各種混練装置並びにこれに関連するシステム及びソフトウェアの開発、設計、製作、修理、賃貸及び販売

- (12) 鉱物、砂利、砂、土石その他の各種建材の採掘、採取、製造及び販売
 - (13) 農産物、林産物、畜産物、水産物の生産、加工、販売及び関連施設の開発、運営並びに関連技術の取得、開発、実施許諾及び販売
 - (14) 環境汚染物質の除去、土壌浄化、河川・湖沼・港湾の水質浄化等の環境保全、廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、処分、再利用に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、監理、施工、マネジメント及びコンサルティング
 - (15) 発電及び電気、熱等エネルギーの供給に関する事業並びにこれに関連する施設の管理、運営及び賃貸
 - (16) 営業関係事業への投資
 - (17) 各種鉄鋼製品、非鉄金属製品の設計、製造、販売、賃貸、修理及び輸出入
 - (18) 各種プラントその他建設工事の設計、施工、管理及び請負
 - (19) 各種建設用その他産業用資材、機器の販売、賃貸及び輸出入
 - (20) 自動車、原動機付自転車、自転車及びその部品、付属品の販売並びにこれに関連する機器、用品の販売、賃貸、修理及び輸出入
 - (21) スポーツ用品、楽器、衣服及び住宅設備機器、什器の販売及び輸出入
 - (22) 損害保険代理業
 - (23) 介護用品、介護用機器の賃貸、販売及び製造
 - (24) 労働者派遣事業
 - (25) 金属粉末素材等の製造及び販売
 - (26) 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理及び売買並びにその他の投資業
 - (27) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
- 2 当社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれに附帯又は関連する一切の業務を行うことができる。
- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認めた業務
 - (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務及び余剰資金の運用業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という）
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,200,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規則）

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者)

第 15 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(議 長)

第 16 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役又は執行役が議長となる。

- 2 前項の取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

- 第 20 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

- 第 21 条 当会社の取締役は 20 名以内とする。

(選任方法)

- 第 22 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の権限)

- 第 24 条 取締役会は、当会社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
- 2 取締役会は、その決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。

(役付取締役)

第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第 28 条 当会社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限

定する契約を締結することができる。

第 5 章 指名委員会等

(指名委員会等の委員の選定)

第 33 条 指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

2 指名委員会等の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

(指名委員会等規則)

第 34 条 指名委員会等に関する事項は、法令、定款又は取締役会が定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。

第 6 章 執行役

(執行役の員数)

第 35 条 当会社の執行役は、30 名以内とする。

(執行役の選任)

第 36 条 執行役は、取締役会の決議により、これを選任する。

2 代表執行役は、取締役会の決議により、執行役の中から選定する。

(執行役の任期)

第 37 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 38 条 取締役会は、その決議により、代表執行役を選定する。

2 取締役会は、その決議により、執行役社長 1 名、執行役副社長、専務執行役、及び常務執行役を各若干名定めることができる。

(執行役の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議により、これを選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第 1 条 第 42 条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から 2022 年

3月31日までとする。

(附則の削除)

第 2 条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

(電子提供措置等に係る附則)

第 3 条 変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上